

第6章 保存活用計画

第1節 保存活用計画の対象範囲

保存活用計画の対象とする範囲は、原則として史跡として指定された「安田城跡」の範囲とする（第2章第1節第2項の図2-2参照）。

第2節 保存管理

第1項 保存管理の方向性

- ・本書に定める現状変更等に関する基本方針に従い、史跡の価値を損なうことのないよう保存管理を厳密に行い、史跡安田城跡を構成する本質的価値を確実に保存継承する。
- ・日常的な維持管理を確実に行うとともに、き損箇所等の把握を行い、対応が必要な場合は、計画的に実施する。
- ・歴史的景観の保全を前提として、植生の管理と公園機能の充実に努め、市民の憩いの場としての活用と文化財保護の両立を図る。

第2項 保存管理の方法

1. 保存管理の共通事項

- ・遺構の保存・管理や活用を目的とした整備上の理由を除き、土地形質の変更、建築行為、設備等の設置、新規の植栽は行わないことを原則とする。

2. 史跡の維持管理

- ・日常的な維持管理に加え、定期的な史跡内の毀損及びそのおそれのある箇所の早期の把握を行い、毀損の未然防止と被害の拡大を防ぐ。特に本丸土塁については、土砂崩落等の重大な事故の前兆となる現象（崩落に繋がる亀裂等）が確認されないか日常的・定期的に点検し、確認された場合は、速やかに立入禁止等の安全措置及び被害の拡大防止措置を執る。堀の漏水についても上記と同様の措置を講じ、必要に応じて、漏水箇所周辺の地盤調査（電磁波レーダー探査による非破壊空洞調査、表面波探査法による非破壊地盤調査等）により地下構造を把握して、漏水再発防止策を検討することとする。
- ・史跡が毀損した場合には、毀損の程度・発生原因等の詳細を把握した上で、復旧の方法を検討し実施する。その際には、史跡の本質的価値を損なわないよう、学術的調査等の成果を踏まえ、必要に応じて事前に発掘調査等を十分に行った上で、適切な復旧・修理を行う。修理範囲は必要最低限のものとし、可能な限り遺構を保存するよう留意する。
- ・土塁の復旧・修理については、上記を踏まえた上で、現代工法による土砂流出対策も視野に入れる。
- ・史跡公園としての良好な環境、景観の維持に努める。堀に底泥が堆積した場合には、適時適切に浚渫を行う。
- ・モグラは、史跡保護や施設管理の障害となるため排除が望ましい。遺構に影響のない方法に

よる対策、例えば全個体を排除後、モグラ除けの器具等を侵入口（土橋、本丸北東端）に重点的に設置して侵入を防止するといった方策を探ることが望ましい。

3. 植栽管理

- ・城内の日常的・定期的な点検により、史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす樹木や新たに侵入した植物等の状況を早期に把握し、伐採・剪定・除去などの管理を適時適切に行う。
- ・城内の安全な環境と良好な修景を維持するため、枯死や腐朽による倒木のおそれがある樹木は早期に伐採し、密度が高すぎたり枝葉が茂りすぎている樹木・植物は、伐採・剪定・間引きなどの管理を適時適切に行う。
- ・再整備では、遺構表現や市民の憩いの場である史跡公園の景観に相応しい植栽を行う。再整備後の植栽（水生植物・右郭土塁植栽）の維持管理計画については、第8章第3節第3項のとおりである。

第3項 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針並びに取扱基準

1. 制度の概要

文化財保護法第125条の規定により、史跡内で行う「現状を変更する行為」または史跡の「保存に影響を及ぼす行為」（以下「現状変更等」という。）については、原則として文化庁長官の許可が必要である。「現状を変更する行為」とは、掘削を伴う工事など、史跡に物理的な変更を加える行為を、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に史跡の現状を変更するものではないが将来にわたり支障をきたす行為を指す。これら現状変更等により、史跡の価値が損なわれることがないように、法において上記の規定が設けられ、史跡の保存が図られている。

現状変更等については、原則として文化庁長官の許可が必要であるが、法第125条第1項ただし書きに、許可が不要である事項が示されている。また、法第184条第1項第2号の規定に基づき、現状変更等のうち重大なものを除くものについては都道府県・市の教育委員会に権限が委譲されており、その範囲が文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第4項第1号に示されている。更に、この規定に基づく現状変更等許可の具体的な取扱基準として、「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について」（庁保記第226号平成12年。以下「事務処理基準」という。）が定められている。

2. 法令上定められている基準

（1）現状変更等を許可できない場合

事務処理基準により、以下の場所については現状変更等を許可することができないとされている。

- ・史跡の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画」（本計画）に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合。
- ・史跡の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合。
- ・史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合。

(2) 現状変更等の許可が不要な行為

文化財保護法第 125 条第 1 項ただし書きに、「維持の措置」、「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」、「保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微な場合」については、現状変更等の許可を要しないこととされている。

「維持の措置」の範囲は、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 10 号。以下「許可申請に関する規則」という。）第 4 条に以下のとおり定められている。ただし、毀損が生じた際には法第 33 条による毀損届、毀損箇所の復旧を行う場合は法第 127 条による復旧届を文化庁長官に提出する必要がある。

- ・ 史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- ・ 史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- ・ 史跡の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

3. 史跡安田城跡における現状変更等の取扱いの基本方針

史跡の本質的価値を構成する要素に対して悪影響を与える行為、大規模な地形の改変、史跡の景観に悪影響を及ぼす行為については原則として認めないことを前提とし、現状変更等の取扱いの基本方針を下記のとおりとする。

- ・ 史跡の保存整備等、来場者の利便を図るための施設整備に係る行為等の現状変更等に対応できる許可基準を定める。
- ・ 現状変更等を行う場合は、周囲の景観や来場者への影響に配慮することとする。
- ・ 現状変更等を許可する場合は、遺構面を保存すること等の条件を付すとともに、掘削を伴う場合等、必要に応じて事前に、市埋蔵文化財センターによる発掘（遺構確認）調査若しくは立会調査を実施することとする。
- ・ 史跡の保存のための修理、活用のための復元整備、史跡・公園の管理及び公共・公益上必要な施設の設置・改修については、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。

4. 史跡安田城跡における現状変更等の取扱基準

史跡安田城跡における現状変更等の取扱基準を次のように定める。

(1) 現状変更等許可が不要な行為の具体的な事例

文化財保護法第 125 条第 1 項ただし書き及び「許可申請に関する規則」に規定される現状変更等許可が不要な行為について、その具体的な事例は以下のとおりである。

①維持の措置

- ・ 史跡の毀損、衰亡時の原状復旧
堀護岸・土塁の一部が水の影響で流出や陥没した場合に元の形状に復旧する行為

②非常災害のために必要な応急措置を執る場合

地震、台風、火災等の非常災害の際の、堀・土塁等の被害箇所への応急措置、被害拡大防止措置、立ち入り禁止柵等の工作物の設置、被災した市民・観光客の避難・安全確保のためのテント・プレハブ等仮設物の一時的な設置等

③保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微な場合

指定地内の清掃、除草等日常的な維持管理行為、植栽樹木の剪定などの維持管理、倒木の除去（抜根は伴わないもの）、危険枝の除去、水たまり等小規模不陸箇所への土砂の補充、史跡内建築物・工作物の小規模な修繕、土地の形状の変更を伴わない一時的な仮設看板の設置等

（２）富山市教育委員会による許可が必要な行為

文化財保護法第 184 条第 1 項第 2 号及び施行令第 5 条第 5 項第 1 号により、富山市教育委員会に現状変更等の許可、取消し、停止命令の権限が委譲されている行為は、後述の①～⑧のとおりであり、これら以外の現状変更等については、重大な現状変更等として、文化庁長官の許可が必要となる。①～⑧の行為については、「史跡の保存管理、活用、整備、景観の保全に必要なもの」及び「公益上必要なものであって、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限であるもの」について、富山市教育委員会文化財担当職員による工事立会等を条件に付して許可することとする。

①小規模建築物で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築

「小規模建築物」とは、階数が二以下かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 ㎡以下のものをいう。

なお、建築とは、建築物を新築し、増築、改築、又は移転することをいい、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 13 号に以下のように定められているものである。

- ・新築とは、新たに建物を建築するもので、増築、改築又は移転に該当しない建築をいう。
- ・増築とは、既存の建築物の床面積を増加させることをいい、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 既存の建築と同一敷地内であること。
 - イ 既存の建築と用途が不可分であること。
- ・改築とは、建築物の全部又は一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異ならないものを作ることをいう。
- ・移転とは、同一敷地内で建築物を解体しないで別の場所に移すことをいう。

②工作物（建築物を除く）の設置・改修

土地の形状の変更（※）を伴わないものに限る。また、改修については、その工作物の設置の日から 50 年を経過していないものに限る。

※土地の掘削、盛土、切土その他の行為をいう。

③道路の舗装・修繕

土地の形状の変更を伴わないものに限る。

④法第 115 条第 1 項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

史跡の管理に必要な施設とは、史跡標柱、史跡境界標、史跡説明板、囲い柵を指し、これらについて史跡への影響が最小限のものについて許可する。

⑤電柱、電線、ガス管、水道管、下水管その他これらに類する工作物の設置、改修

⑥建築物等の除去

建築又は設置の日から50年を経過していないものに限る。

⑦木竹の伐採

⑧史跡の保存のため必要な試験材料の採取

(3) 文化庁長官の許可が必要な行為

上記の現状変更等許可が不要な行為の具体的な事例及び富山市教育委員会による許可が必要な行為以外の行為については、文化庁長官の許可が必要となる。また、必要に応じて事前の発掘調査、工事立会等を実施することも求められている。史跡安田城跡において今後想定される事例について、事務処理基準に基づく許可基準は次のとおりである。

①発掘調査等学術目的に実施する行為

調査の目的が史跡安田城跡の保存、活用を図る上で必要若しくは寄与するものであること、また、調査範囲がその目的のため必要最小限のものであるものは許可する。

②史跡の修理、復元整備

発掘調査・文献調査等により史実を確認し、その内容について有識者による整理検討会等で十分に検討したものについては許可する。また、修理は必要最小限の範囲とする。

③地形の改変

復元整備、遺構の保護等の史跡整備を目的としたもの以外の盛土、地面の削平、水面の埋め立て等の地形の改変は認めないことを原則とする。

④建築物の新築、改築、移転、除却

新築、改築、移転、除却については、史跡の保存・活用・整備、防災等公益上必要であり、史跡及び景観に与える影響が最小限のものについては許可する。

⑤工作物の新設、改修、修繕、除却

史跡の保存管理、史跡及び公園としての保存管理・活用・整備、防災等公益上必要なものを目的とし、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限のものについて許可する。

⑥地下埋設物の設置、改修

改修は、史跡及び公園としての保存管理・活用・整備及び防災等は公益上必要なものについて、地下遺構に与える影響が必要最小限のもののみ許可する。新設は、史跡及び公園としての保存管理・整備及び防災等は公益上必要なものについて、必要に応じて事前に発掘調査、史料調査を行い、史跡に与える影響が最小限の箇所を可能な限り選定した上で許可する。

⑦木竹の植栽、抜根

新たな植栽に関しては、植栽箇所の地下遺構の状況を勘案し、史跡の保存・整備上必要な法面保護、修景、立入り防止等のためのものについては、防根シート設置等地下遺構の保存を図った上で、認めることとする。既存樹木の枯損等に伴う更新、史跡整備に伴う移植については、地下遺構の状況に応じて判断する。

抜根については、史跡の修理、整備に伴うものを除き、地下遺構への影響を考慮し、原則としてはその必要性和、残置した場合と抜根した場合の双方の影響について検討した上で、必要最小限の範囲について発掘調査により行う場合に許可する。

第3節 活用・再整備

第1項 活用・再整備の方向性

安田城跡を将来に確実に継承していくためには、本質的価値と構成要素を明確化しながら、市民や関係者との連携を図り、適切に保護していかなければならない。その上で、安田城跡が有する本質的価値を適正に保存することを前提に、本質的価値を最大限に引き出しながら再整備を行い、公開・活用することが必要である。

そのため、活用・再整備の基本的な方向性は次のとおりとする。

- ・安田城跡の遺構・遺物を確実に保存し、景観を適正に保全することにより、本質的価値を将来にわたって守り伝える。
- ・安田城跡の本質的価値の保存を最優先にした活用・再整備を実施する。
- ・安田城跡の本質的価値を広く伝え活用するため、安田城跡資料館の展示の充実を図る。
- ・未来を担う子ども達の歴史文化の学習に資するよう、学校教育のカリキュラムと連携して相乗効果を生み出すことができるよう、情報発信や教材の作成等を行う。
- ・安田城跡を訪れる人々が安心・安全に利用できるように、老朽化した施設の改修を行う。
- ・安田城跡の大きな魅力である水堀の景観を楽しみながら憩える場として活用を図るとともに、保存との両立を果たしていく。
- ・安田城跡の周辺に所在する関連の城跡と一体的に活用することで、地域像、歴史像の実態の理解を深め、地域資源としての価値を一層高める。

第2項 活用の方法

1. 学校教育における活用

- ・小学校や中学校においては、地域の歴史や文化を学ぶ社会科や、生涯学習施設の積極的な活用を行う総合的な学習の時間などに、安田城跡や安田城跡資料館が学校教育の生きた教材として活用されることが望まれる。
- ・社会科見学を含む安田城跡の魅力と価値の理解促進に資する教育プログラムの作成や、教材となる分かりやすい小冊子やパンフレットを作成することが望ましい。またそれにあたっては、日常的に児童の指導に携わっている教育関係者に表現・用語の監修に関わってもらう等、学校と協働して行うことが望ましい。

2. 社会教育における活用

- ・幅広い学習ニーズに応じたソフト事業を展開し、市民の学びの場としての安田城跡の活用を図る。それにあたっては、市内の各種団体と連携して、様々なアイデアを取り入れながら実施していく工夫も必要である。
- ・今後実施される再整備の状況を積極的に公開し、多くの人と安田城跡の価値を共有する機会を提供する。

3. 地域における活用

- ・安田城跡は、地域のアイデンティティを構築する上で重要な要素となるものであり、地域振

興の拠点として、地域が行う各種の振興施策と連携して活用を図り、史跡の価値や魅力を様々な形で発信する。

- ・地域振興のための各種イベントについては、史跡の保護や適切な見学環境、市民の憩いの場としての公園機能の維持との調整を図りながら実施する。

4. 水生植物の活用

- ・安田城跡の大きな魅力である水堀に、史跡の景観に相応しい水生植物を植栽し、水辺の景観を楽しみながら憩える場として活用を図る。
- ・教育機関（学校教育・社会教育）や地域と連携して、水生植物をきっかけとして、より幅広い層に史跡に親んでもらうための事業を展開する。水生植物を活用した活用計画の具体的方法については、第8章第3節第4項に記載してある。

5. 周辺に所在する関連の城跡との一体的な活用

- ・周辺に所在する密接な結びつきをもった城（白鳥城跡、大峪城跡、富山城跡等）と一体的な活用を行うことで、地域像、歴史像の実態の理解を深め、地域資源としての価値を一層高める。
- ・一体的な活用を図るソフト事業の具体例としては、関連の城跡の情報を一つにまとめたパンフレットや散策マップの作成、関連の城をめぐるバスツアーなどが考えられる。



写真 6-1 安田城の本丸から白鳥城を望む

また、関連の城跡から安田城跡に誘導する方策

としては、現在行っている富山城跡にある郷土博物館へのパンフレットの配置のほかに、例えば白鳥城跡の場合は呉羽丘陵山頂の「城山公園」（市公園緑地課所管）にあり散策できるようになっているため、約2 km南方の平野にある安田城跡が目下に眺望できる場所に看板を設置して、安田城跡の位置が分かる図や市埋蔵文化財センターのホームページの安田城跡のページに誘導するQRコードを付ける等の工夫が可能であろう。

第3項 再整備の方法

1. 主として保存のための再整備の方法

史跡安田城跡の価値を有する要素の確実な保存と、適切な改修を図る。

- ・日常的な維持管理を適切に行うとともに、保存のための改修を必要としている箇所、将来に必要な箇所をあらかじめ把握する。
- ・上記の調査の結果に基づき計画的に改修を実施する。改修に当たっては、史跡の本質的価値を損なうことなく維持することを前提とし、必要に応じて現状の記録や発掘調査等の調査・記録を行い、これに基づいて改修を行う。地震や大雨等の災害に起因する毀損が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止措置を執るとともに、毀損の程度・発生原因等の詳細を把握した上で、復旧の方法を検討し実施する。
- ・史跡地内の再整備に際しては、本計画に示す基本方針を踏まえた再整備基本計画を策定し、

学識経験者の指導を受けながら再整備を実施する。

- ・ 史跡としての本質的価値に関する要素の保存を優先的に考えるとともに、景観や史跡公園としての価値に関する要素も適切に保全する。

2. 主として活用のための再整備の方法

(1) 再整備の考え方

- ・ 史跡指定地内に設置する活用のための施設の再整備については、適切で系統的な全体の配置計画に基づくこと。計画を定めたものであっても、事前の発掘調査の結果、重要な遺構が発見され、当該施設の設置が遺構の保存に影響を及ぼす可能性のある場合又は史跡等の景観に影響を及ぼす可能性がある場合には、当該施設を設置してはならない。また、景観を損なわず、かつ史跡等の保存に影響を与えない位置、設備、工法を選択すること。

(2) 安全・快適に利用できる環境の整備

- ・ 遺構の保存や景観に留意しながら広場を適切に維持管理し、安全性・快適性を向上するための再整備の在り方について検討し、適切な再整備を行う。
- ・ 園路整備にあたっては、来場者の歴史的理解の促進及び公園としての散策・レクリエーション等の動線を確認し、多方面から城跡の魅力を感じられるようにする。
- ・ 安田城跡の大きな魅力である水堀に、史跡の景観に相応しい水生植物を植栽することで、水辺の景観を楽しみながら憩える場とするとともに、保存との両立を果たしていく

(3) 史跡の価値を的確に伝達するための整備

①遺構の表現

- ・ 調査研究の成果や古絵図等の史料の調査研究に基づき、適切な手法を用いて、来訪者に往時の安田城の状況を想起させる遺構の表現を行う。

②遺構の顕在化

- ・ 地表に露出した土塁等の城郭遺構の適切な保存方法や公開方法を検討し、城郭を魅せる見どころづくりを行う。
- ・ 安田城跡を理解する上で、水を湛えた堀は重要な要素であるため、適切に保存・管理を行いながら、来場者の歴史的理解を促進し、さらには公園としての活用方法を検討して、多方面から城跡の魅力を感じられるようにする。

③サインの充実

- ・ 安田城跡の価値を顕在化し、魅力を伝えるには、サインの充実は大切である。来場者に適切な情報を提供できるよう、サインの設置位置や内容について検討し、計画的に設置を行う。
- ・ 確実に正確な情報を伝達するため、サインは分かりやすい表現や表示内容とし、表現や表示には共通性・連続性を持たせるように努める。
- ・ サインは、誰もがいつでも利用できるという長所がある反面、表示面が有限であるため提供できる情報量が限られる。来場者の多くはスマートフォン等の携帯情報端末を所持していることから、サインから富山市埋蔵文化財センターのホームページに誘導することを検討する。
- ・ サインは、公共性の高い情報伝達手段であり、年齢・障害の有無などに関わらず多様な人々が利用するものであることから、多くの人々が利用可能となるよう工夫する必要がある。
- ・ サインは、意匠等の統一性を図ることが望ましい。

第4節 運営・体制の整備

第1項 運営・体制の整備の方向性

安田城跡では、広場や安田城跡資料館等の施設の維持管理を含む史跡の保存・活用・整備を、富山市教育委員会埋蔵文化財センターが行っている。史跡の保存・活用・整備を円滑にすすめていくためには、多様な関係者が相互連携できる運営・体制の構築が必要である。そのための方向性を以下に示す。

- ・ 史跡の確実な保存・整備を計画的かつ効果的に推進するための体制の検討及びそれに基づく活用を継続して行うために、十分な体制の確保を図る。
- ・ 日常の維持管理、調査研究、保存、活用、整備を着実に推進するための体制を整える。
- ・ 行政内部の関連部局間との連携を図る。
- ・ 市民・関係機関等と連携し、様々な取組を推進する体制の構築を検討する。

第2項 運営・体制の整備の方法

1. 日常的な維持管理、保存、公開に関する運営・体制の整備

- ・ 史跡の日常的な維持管理としては、安田城跡歴史の広場の維持管理（広場内施設の管理、緑地管理、日常点検等）や安田城跡資料館の施設管理や来場者対応などがある。これらは全て、富山市教育委員会埋蔵文化財センターが行っている。
- ・ 城跡の価値や魅力の伝達に重要な役割を果たしている水堀に関しては、地域の農業用水関係者との連絡を密にし、連携に努めることが大切である。

2. 行政内部における運営体制の整備

- ・ 城跡の保存・活用・再整備にあたっては、行政内部の関連部局間との連携を図る。

3. 市民・関係機関との連携

- ・ 史跡の保存・活用・整備は専門的な側面を有するため、専門家や有識者による検討会議を設置し、保護の方向性や手法等を検討する。
- ・ 史跡を確実に後世へ継承していくためには、史跡の日常管理や活用において、地元自治会、教育機関（学校教育・社会教育）、各種団体、専門家、大学等の参加、協力が重要であり、市民と行政の連携・協働のあり方を検討する。
- ・ 安田城跡の価値や魅力をより多くの人に発信するため、整備された城や城関連の展示解説施設を所有する他市町村との連携を図る。